

## 「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 第2170800102号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）.....	7
7. 虐待の防止について.....	8
8. 身体拘束について.....	8
9. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条参照）.....	8
10. 守秘義務等（契約書第10条参照）.....	9
11. サービスの利用に関する留意事項.....	9
12. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）.....	9
13. 非常災害対策.....	9
14. 衛生管理等.....	9
15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）.....	10

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 同朋会  
 (2) 法人所在地 岐阜県山県市大桑3615-1  
 (3) 電話番号 0581-22-6001  
 (4) 代表者氏名 理事長 井上 悟  
 (5) 設立年月 昭和61年10月30日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月17日指定  
 岐阜県2170800102号  
 ※当事業所は障害者支援施設「生活の家桜美寮」に併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供する。
- (3) 事業所の名称 桜美寮デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 岐阜県山県市藤倉105番地1
- (5) 電話番号 0581-36-2012
- (6) 事業所長（管理者）氏名 芦田 英二
- (7) 当事業所の運営方針 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものとする。
- 2 関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保健施設、その他の保健医療サービス並びに福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 利用定員 30人（介護予防サービス含む）

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 山県市、岐阜市長良川以北
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日でも営業） 12月31日から1月3日は除く
サービス提供時間	9時00分～16時15分
延長サービス利用	18時15分まで対応可

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して指定通所介護サービスと予防指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1（兼務）	1名
2. 介護職員	10（1名兼務）	4名
3. 生活相談員	2（1名兼務）	1名
4. 看護職員	3（2名兼務）	1名
5. 機能訓練指導員	3（2名兼務）	1名
6. 運転手	3（1名兼務）	0名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8：00～19：00（交代勤務）
2. 看護職員	勤務時間： 8：00～19：00（交代勤務）
3. 機能訓練指導員	勤務時間： 8：00～19：00（交代勤務）
4. 生活相談員	勤務時間： 8：00～17：00

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

##### ① 排泄

- ・ご利用者様の状態に合わせて排泄の介助を行います。

##### ② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ④ 時間延長

- ・ご利用者様の希望により、通常の事業実施時間を延長し利用することができます。

⑤ 口腔栄養スクリーニング

・看護師等により、口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握し維持・向上に勤めます。

⑥ サービス提供体制強化

・介護職員の総数の50%以上の介護福祉士の人員配置を行います。

⑦ 中重度ケア体制

・中重度の要介護者を積極的に受け入れ、サービスの提供時間帯を通じて看護職員の配置及び介護職員等の加配職員配置を行います。

⑧ 認知症ケア

・認知症に関する研修を修了した職員を配置し認知症の症状の進行の緩和に繋がるケアを提供します。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第6条参照）

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。

ただし、支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（1） 指定通所介護の利用者負担金

【基本部分：通所介護費】

所要時間	要介護度	単位数	利用料	利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
7時間以上 8時間未満	要介護1	658単位	6,580円	658円	1,316円	1,974円
	要介護2	777単位	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護3	900単位	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	要介護4	1023単位	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
	要介護5	1148単位	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円
8時間以上 9時間未満	要介護1	669単位	6,690円	669円	1,338円	2,007円
	要介護2	791単位	7,910円	791円	1,582円	2,373円
	要介護3	915単位	9,150円	915円	1,830円	2,745円
	要介護4	1041単位	10,410円	1,041円	2,082円	3,123円
	要介護5	1168単位	11,680円	1,168円	2,336円	3,504円

## 【加算・減算】

加算等種類	単位数	利用料	利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割	算定回数等
入浴介助加算	40 単位	400 円	40 円	80 円	120 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位	180 円	18 円	36 円	54 円	1 日につき
中重度者ケア体制加算	45 単位	450 円	45 円	90 円	135 円	1 日につき
認知症加算	60 単位	600 円	60 円	120 円	180 円	1 日につき
個別機能訓練加算(Ⅰ2)	76 単位	760 円	76 円	152 円	228 円	訓練を実施した日数
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位	200 円	20 円	40 円	60 円	1 月につき
延長加算Ⅰ	50 単位	500 円	50 円	100 円	150 円	9 時間以上 10 時間未満
口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 単位	200 円	20 円	40 円	60 円	6 月に 1 回
科学的介護推進体制加算	40 単位	400 円	40 円	80 円	120 円	1 月につき
ADL 維持等加算Ⅰ	30 単位	300 円	30 円	60 円	90 円	※1 月につき
ADL 維持等加算Ⅱ	60 単位	600 円	60 円	120 円	180 円	※1 月につき
送迎減算	47 単位	470 円	47 円	94 円	141 円	片道
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 92/1000 を加算					

※送迎は基本料金に含まれています。

※ADL 維持等加算については、全利用者の平均で ADL が維持・向上した場合のみ算定。

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

\*以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 昼食代

ご利用者様に提供する食事にかかる費用です。

料金：1回あたり 850円 (おやつ代含む)

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 夕食代

ご希望のあるご利用者様に夕食サービスを提供します。

料金：1回あたり 650円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者様の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

紙おむつ類： 150円

⑤ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスを受けられますが、かかる費用については各自でお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア 下記指定口座への振込

ぎふ農協	伊自良支店	普通預金	9216316
	口座名義	桜美寮デイサービスセンター	
大垣共立銀行	高富支店	普通預金	280589
	口座名義	社会福祉法人同朋会	
		桜美寮デイサービスセンター	

イ 金融機関口座から自動振替

ご利用できる金融機関：銀行、信金、農協など各種金融機関及び郵便局  
一部お取扱の出来ない金融機関がございます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご利用様の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付け、当委員会運営要項に定める苦情解決の手順にて対応いたします。

○苦情受付窓口

社会福祉法人同朋会サービス点検調整委員会

委員長 中西 敏夫（森川・鈴木法律事務所 弁護士）

受付場所 桜美寮デイサービスセンター

苦情受付担当 三島 詔子

電話 0581-36-2012

○受付時間 月曜日～金曜日

9:00～17:00

また、意見箱を各事業所に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

山県市役所 健康介護課	所在地 山県市高木 2311-1 電話番号 0581-22-6838 (直通) 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
岐阜市役所 介護保険課 支援係	所在地 岐阜市司町 40-1 電話番号 058-214-2093 (直通) 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:30
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 県農業福祉会館内 電話番号 058-275-9826 (直通) 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
岐阜県社会福祉協議会 岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 県農業福祉会館内 電話番号 058-278-5136 (直通) 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:00

## 7.虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待防止対策委員会を設置し指針を整備しています。指針に則り虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者(現に介護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者	芦田 英二
虐待防止対策委員		酒井 有香

## 8. 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者様本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。【緊急性】
- (2) 身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。【非代替性】
- (3) ご利用者様本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。【一時性】

## 9. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条参照）

事業者は、ご利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者様から聴取、確認します。
- (3) ご利用者様に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (4) ご利用者様へのサービス提供時において、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。



## 10. 守秘義務等（契約書第10条参照）

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者様又はご家族様等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、ご利用者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者様の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者様に係るサービス担当者会議等において介護上必要がある場合には、関係するサービス提供事業者等に対し、ご利用者様又はご家族に関する情報を予め同意を得てから提供します。

## 11. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

事業所建物内の喫煙はできません。

## 12. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 13. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 14. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

## 15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご利用者様が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者様から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者様による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

桜美寮デイサービスセンター

説明者職名 主任生活相談員

氏名 三島 詔子

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに家族の情報をうけるほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

(代筆者

続柄

)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号 (平成 11 年 3 月 31 日) 第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。